

おこめ券についてのQ&A（地方公共団体様向け）

2025.12.24現在

No.	質問	回答
1	「期限付きおこめ券」の取り扱いたい場合は、どうすればいいですか？	取り扱いについては、全米販事業部までメールにてお問合せください。その際、以下の内容をご入力のうえ、専用メールアドレス(ho-okomeken@zenbeihan.com)に送信してください。 ①自治体名、②担当部署名、③ご担当者名、④ご担当者メールアドレス、⑤電話番号、⑥予定配布枚数、⑦納品場所（既に決まっている場合）、⑧納品希望日、⑨配布時期、⑩質問内容
2	「期限付きおこめ券」の販売価格は？	1枚477円です。※送料別
3	「期限付きおこめ券」の支払条件は？	おこめ券は前払いとなります。
4	「期限付きおこめ券」の納品先までの送料は？	送料は、購入者（地方公共団体様）負担でお願いしております。通常配送は100サイズ段ボールにて納品予定です。 料金例）ヤマト運輸（埼玉～大阪）100サイズ1箱1,650円（税込） チャーター便を利用する場合は、納品場所を確認のうえ、別途、ご案内致します。
5	なぜ「期限付きおこめ券」なのですか？ また、なぜ有効期限が2026年9月30日なのですか？	(1)重点支援地方交付金を活用した商品券等おこめ券の活用にあたって、内閣府は、令和4年に会計検査院からの検査結果に基づき、商品券等の発行事業が適切に行われるよう ①商品券等の使用期限を設けるとともに、使用実績を把握すること ②未使用的商品券等に係る未換金が委託先に滞留しないようにすること を求める通知を発出（令和4年11月4日付）しています。 また、内閣府は、交付金の地方公共団体職員向けQ&A（令和7年6月11日付け）において有効期限などを適切に定め、未使用分に相当する返金や使用実績の確認することを求めています。 (2)このため、重点支援地方交付金を活用した期限付きおこめ券の未使用券については、令和8年度末を目処に地方公共団体に返金する必要があり、その手続きに要する期間を踏まえて有効期限を設定しました。
6	「期限付きおこめ券」の封入・封緘も可能ですか？	申し訳ございませんが、全米販では対応出来かねます。業者を紹介することは可能です。

おこめ券についてのQ&A（地方公共団体様向け）

2025.12.24現在

No.	質問	回答
7	「期限付きおこめ券」の納品日はいつわかりますか？	納品日につきましては、地方公共団体様からのご入金を確認後、10営業日が目安となります。具体的な納品日につきましては、個別にご対応致しますので、全米販事業部（TEL 03-4334-2135、メールアドレスho-okomeken@zenbeihan.com）にお問合せください。
8	「期限付きおこめ券」の発注単位は？	1,000枚単位となります。 1箱（100サイズ段ボール）は10,000枚（500枚×20セット）となります。
9	「期限付きおこめ券」の納品形態は？	梱包は、100サイズ段ボールを使用する予定しております。 当該段ボール1箱には、1帯あたり500枚を最大20帯（合計10,000枚）収納します。 10,000枚未満の場合についても、同一サイズ（100サイズ）の段ボールを使用することとしております。
10	「期限付きおこめ券」の未使用の券（最低ロット（1,000枚）未満の端数分及び住民（配布対象者）に届かなかった未使用の券）をどのように把握するのですか？	貴地方自治体に販売した枚数から回収された枚数を差し引いて、未使用の券の枚数を確定致します。
11	「期限付きおこめ券」の未使用の券は、全米販で買戻しをしてくれますか？	申し訳ございませんが、全米販では、未使用の券の買戻しはいたしかねます。
12	「期限付きおこめ券」の未使用の券をどのように取り扱えばよろしいですか？	貴地方公共団体で未使用の券の枚数が確定するまでの間、責任を持って保管してください。 また、返金の対象となった未使用の券は、貴地方公共団体で責任をもって廃棄・処分をお願いします。
13	未使用的券は、配布対象者以外（こども食堂、社会福祉協議会等）に寄附するなどの利用は可能ですか？	未使用的券の利用用途については、重点支援地方交付金の申請計画内容に記載が必要と聞いております。 詳しくは内閣府の担当部署へご確認ください。
14	「期限付きおこめ券」の未使用の券の返金はいつ頃ですか？	使用済みのおこめ券のお届け期限（2026年11月30日）以降、未使用的券の枚数を確定させる必要があることから、令和8年度末を目処としております。 販売単価から発券等に要した経費を差し引いた単価を未使用的券の合計枚数に乘じた額を返金する方向です。

おこめ券についてのQ&A（地方公共団体様向け）

2025.12.24現在

No.	質問	回答
15	「期限付きおこめ券」を配布する際、配布先の住民に周知すべき事項は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が2026年9月30日であること。 ・転売は厳禁であること。 <p>などについて広報誌などを通じて幅広く周知をお願い致します。</p>
16	「期限付きおこめ券」を取扱店舗に周知すべき事項は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が2026年9月30日であること。 ・使用済みのおこめ券の精算（換金）を最寄りの米穀販売事業者または全米販に依頼すること。 ・使用済みのおこめ券を最寄りの米穀販売事業者または全米販へのお届け期限は2026年11月30日までであること。 <p>などについて広報誌などを通じて幅広く周知をお願い致します。</p>
17	「期限付きおこめ券」は、販売（交換）する商品に制限はありますか？	取扱店舗で販売しているお米、食料品、その他お店が認めた商品と交換できます。
18	住民（配布対象者）からの「期限付きおこめ券」に関する問合せにはどのように対応をすればよろしいですか？	詳細は消費者Q&Aをご確認ください。 Q&Aで対応できない場合は、直接、全米販までお問合せください。
19	取扱店舗の使用済みのおこめ券の精算（換金）はどのようにすればよろしいですか？また、期限はありますか？	<p>(1)最寄りの米穀販売事業者に、精算（換金）をご依頼ください。 当該事業者で精算（換金）できない場合は、直接、全米販にて精算（換金）を致します。</p> <p>(2)使用済みのおこめ券は、2026年11月30日までに最寄りの米穀販売事業者または全米販に届くように送付してください。当該期限を過ぎた場合には、精算（換金）できません。</p>